



島根県報

平成27年3月13日（金）

号外第39号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	（総 務 課）	21
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	（ 〃 ）	23
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	（人 事 課）	26
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	30
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	31
一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例	（ 〃 ）	32
職員の休日及び休暇に関する条例及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	44
島根県行政手続条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	45
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（財 政 課）	48
島根県県税条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	51
島根県県税条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	52
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（市 町 村 課）	56
島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	（高 齢 者 福 祉 課）	58
島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第2条第2号及び第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	97
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	（障 がい 福 祉 課）	99
島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	102
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	（薬 事 衛 生 課）	105
島根県立産業交流会館条例の一部を改正する条例	（商 工 政 策 課）	110
島根県特別会計条例の一部を改正する条例	（中 小 企 業 課）	111
島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	（建 築 住 宅 課）	112
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	（企 業 局 総 務 課）	113
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	（教 育 庁 総 務 課）	114
教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例	（ 〃 ）	118

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁総務課)	119
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	(学校企画課)	120
島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例	(")	121
島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	(警察本部)	122
地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(")	123
島根県暴力団排除条例の一部を改正する条例	(")	124
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	(")	125
島根県議会委員会条例の一部を改正する条例	(議員提出)	129

公布された条例等のあらまし

◇独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第2号）

1 条例の概要

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整理

- (1) 島根県情報公開条例
- (2) 島根県個人情報保護条例
- (3) 職員の退職手当に関する条例
- (4) 独立行政法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第3号）

1 条例の概要

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる条例の引用する法律の題名の改正

- ア 島根県県税条例
 - イ 島根県産業廃棄物減量税条例
 - ウ 旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）
 - エ 旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成21年島根県条例第58号）
 - オ 島根県手数料条例
 - カ 島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例
- (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正
 - ア 引用する法律の題名の改正
 - イ その他規定の整理
 - (3) 島根県自然環境保全条例の一部改正
 - ア 引用する法律の題名の改正
 - イ 鳥獣保護部会の名称を鳥獣保護管理部会に改めることとした。（第13条関係）

2 施行期日

平成27年5月29日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第4号）

1 条例の概要

- (1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額の算定に係る勤務1時間当たりの給与額について、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特勤手当（準ずる手当を含む。）の月額並びに初任給調整手当、特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）及び農林漁業普及指導手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とすることとした。（第16条関係）

イ 勤務しない1時間につき給与から減額する勤務1時間当たりの給与額について、アのとおりとすることとした。（第16条関係）

(2) 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正

勤務しない1時間につき給与から減額する勤務1時間当たりの給与額について、給料の月額及びこれに対する特
地勤務手当（準ずる手当を含む。）の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当
りの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とすることとした。

（第16条関係）

(3) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正

ア 勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額の算定に係る勤務1時間当
りの給与額について、給料の月額及びこれに対するへき地手当（準ずる手当を含む。）の月額の合計額に12を乗
じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して
得た額とすることとした。（第20条の2関係）

イ 勤務しない1時間につき給与から減額する勤務1時間当たりの給与額について、アのとおりとすることとし
た。（第20条の2関係）

(4) 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合に減額する勤務1時間当たりの給与額について、(1)のイのと
おりとすることとした。（第18条関係）

(5) 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合に減額する勤務1時間当たりの給与額について、(1)のイのと
おりとすることとした。（第24条関係）

(6) 職員の修学部分休業に関する条例の一部改正

職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合に減額する勤務1時間当たりの給与額について、(1)のイ、(2)
及び(3)のイのとおりとすることとした。（第3条関係）

(7) 次に掲げる条例の一部改正

ア 職員の休日及び休暇に関する条例

イ 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

ウ 職員の育児休業等に関する条例

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 条例の概要

(1) 退職手当の調整額の改正（第4条の9関係）

ア 第1号区分から第8号区分までの調整月額を次のとおり改正することとした。

区 分	改 正 前	改 正 後
第1号区分	62,500円	78,750円
第2号区分	50,000円	65,000円
第3号区分	45,850円	59,550円
第4号区分	41,700円	54,150円
第5号区分	33,350円	43,350円
第6号区分	25,000円	32,500円
第7号区分	20,850円	27,100円
第8号区分	16,700円	21,700円

イ 第8号区分について、勤続期間が24年以下の退職者に対しても調整額を支給することとした。

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 条例の概要

(1) 手当の支給対象の改正

手 当 名	支給対象の改正内容
訓練指導手当	高等技術校に勤務する職員に係る支給要件に人事委員会規則で定める指導を加えること。
特殊現場作業従事手当	温室内で行う農作業又は試験研究のための作業について、支給対象職員から東部農林振興センターに勤務する職員を削り、支給対象時期を6月1日から9月30日までの間に改めること。
冬期海上等作業従事手当	支給要件から水産技術センターに勤務する職員の種苗生産作業を削ること。

(2) 手当額の改正

手当名	区分	改 正 前	改 正 後
訓練指導手当	一般職員	1月 33,500円を超えない範囲内で職員 の職務の級に応じて人事委員会規則で 定める額	1日 1,760円を超えない範囲内で職員 の職務の級に応じて人事委員会規則で 定める額
	管理職員	1月 16,800円	1日 880円

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第7号）

1 条例の概要

(1) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 任命権者は、次に掲げる場合に、職員を任期を定めて採用することができることとした。（第3条関係）

(ア) 職員を次に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合

- a 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- b 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

(イ) 法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を(ア)のa又はbに掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるとき。

イ 任命権者は、次に掲げる場合に、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとした。（第4条関係）

(ア) 短時間勤務職員をア(ア)のa又はbに掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合

(イ) 住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要で

あるとき。

- (ウ) 職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合
- a 修学部分休業の承認
 - b 介護休暇の承認
 - c 育児部分休業の承認

ウ ア及びイにより採用された職員の任期の特例及び給与に関する特例等を定めることとした。(第5条・第6条・第9条―第12条関係)

(2) 職員の勤務時間に関する条例の一部改正

任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間並びに週休日及び勤務時間の割振りは、任命権者が定めることとした。(第2条・第3条関係)

(3) 職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正

ア 任期付短時間勤務職員に付与される年次有給休暇は、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数とすることとした。(第5条関係)

イ 任期付短時間勤務職員に付与される私傷病による休暇については、延長はできないこととした。(第7条関係)

(4) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正

(2)に同じ。

(5) 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正

(3)に同じ。

(6) 次に掲げる条例の一部改正

ア 職員の育児休業等に関する条例

イ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇職員の日及び休暇に関する条例及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例(条例第8号)

1 条例の概要

職員及び教育職員が夏季休暇を取得できる期間を次のとおり改正することとした。

改 正 前	改 正 後
7月から9月まで	6月から10月まで

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇島根県行政手続条例の一部を改正する条例(条例第9号)

1 条例の概要

(1) 行政指導の方式

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないこととした。(第33条関係)

(2) 行政指導の中止等の求め

法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができることとした。（第34条の2関係）

(3) 処分等の求め

何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと料するときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する行政庁又は県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることとした。（第34条の3関係）

(4) 島根県県税条例の一部改正

(5) その他規定の整備

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 条例の概要

- (1) 宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（第3条・別表61の項関係）
- (2) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備（別表10の2の項関係）
- (3) 土壌汚染対策法の規定による指定調査機関の指定等に係る手数料の新設（別表10の3の項関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
指定調査機関の指定を受けようとする者	30,900円
指定調査機関の指定の更新を受けようとする者	24,800円

- (4) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う手数料の廃止（別表22の項関係）

歯科技工士国家試験の受験に係る手数料の廃止

- (5) 長期優良住宅建築等計画の認定等について設計住宅性能評価書の提出がある場合の手数料の設定（別表64の2の項関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
ア 長期優良住宅建築等計画（以下「計画」という。）の認定を受けようとする者	
(7) 一戸建ての住宅の場合	16,000円
(4) 共同住宅等の場合	
a 床面積の合計が500平方メートル以内のもの	56,000円を計画の認定の申請の数（以下「認定申請数」という。）で除して得た額
b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	89,000円を認定申請数で除して得た額
c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	166,000円を認定申請数で除して得た額
d 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	285,000円を認定申請数で除して得た額
e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000	438,000円を認定申請数で除して得た額

平方メートル以内のもの	
f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	784,000円を認定申請数で除して得た額
平方メートル以内のもの	
g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	1,069,000円を認定申請数で除して得た額
平方メートル以内のもの	
h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	1,294,000円を認定申請数で除して得た額
イ 計画の変更の認定を受けようとする者（譲受人を決定した場合の変更を除く。）	
(7) 一戸建ての住宅の場合	8,000円
(4) 共同住宅等の場合	
a 計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下「変更に係る床面積の合計」という。）が500平方メートル以内のもの	56,000円を計画の変更の認定の申請の数（以下「変更認定申請数」という。）で除して得た額
b 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	89,000円を変更認定申請数で除して得た額
c 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	166,000円を変更認定申請数で除して得た額
d 変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	285,000円を変更認定申請数で除して得た額
e 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	438,000円を変更認定申請数で除して得た額
f 変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	784,000円を変更認定申請数で除して得た額
g 変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	1,069,000円を変更認定申請数で除して得た額
h 変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	1,294,000円を変更認定申請数で除して得た額

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第11号）

1 条例の概要

(1) 自動車税の課税免除対象である専ら幼児又は乳児の通園又は通所の用に供する自動車に、幼保連携型認定こども園の設置者が所有する自動車を加えることとした。（第46条関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第12号）

1 条例の概要

(1) 資本金の額又は出資金の額 1 億円超の普通法人の事業税の税率の改正 (第16条・附則第16項関係)

ア 平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に係る法人の事業税

(ア) 付加価値割

付加価値額	改正前	改正後
	100分の0.48	100分の0.72

(イ) 資本割

資本金等の額	改正前	改正後
	100分の0.2	100分の0.3

(ウ) 所得割

区 分	改正前	改正後
所得のうち年4,000,000円以下の金額	100分の2.2	100分の1.6
所得のうち年4,000,000円を超え年8,000,000円以下の金額	100分の3.2	100分の2.3
所得のうち年8,000,000円を超える金額	100分の4.3	100分の3.1

イ 平成28年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税

(ア) 付加価値割

付加価値額	改正前	改正後
	100分の0.72	100分の0.96

(イ) 資本割

資本金等の額	改正前	改正後
	100分の0.3	100分の0.4

(ウ) 所得割

区 分	改正前	改正後
所得のうち年4,000,000円以下の金額	100分の1.6	100分の0.9
所得のうち年4,000,000円を超え年8,000,000円以下の金額	100分の2.3	100分の1.4
所得のうち年8,000,000円を超える金額	100分の3.1	100分の1.9

(2) 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税について、100分の4の税率を100分の3とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。(附則第14項関係)

(3) 軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。(附則第23項関係)

(4) 県民税の配当割及び株式等譲渡所得割に係る規定の整備 (第4条・第15条の3・第15条の4関係)

(5) その他規定の整備

(6) この条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日までに成立しないときは、その効力を失うこととした。

(7) この条例は、(6)の場合を除き、地方税法等の一部を改正する法律による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の島根県県税条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする事とした。

2 施行期日

平成27年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1の(6)及び(7)については公布の日から、1の(4)については平成28年 1 月 1 日から、1の(1)のイについては平成28年 4 月 1 日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第13号)

1 条例の概要

(1) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改

正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、児童福祉法に基づく事務のうち、次の事務を松江市及び海士町に権限移譲することとした。（第2条の表第28号関係）

ア 私立保育所の設置の認可に係る児童福祉審議会の意見の聴取

イ 私立保育所の設置の認可に係る市町村長への協議

ウ 私立保育所の設置の申請に係る不認可の通知

- (2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、商工会議所法に基づく事務のうち、現在移譲している商工会議所の定款の変更の認可（目的、名称、事業、地区、会員たる資格に関する事項、会員の加入及び脱退に関する事項、会員の権利及び義務に関する事項、役員に関する事項、議員に関する事項、議員総会に関する事項、常議員会に関する事項及び経理に関する事項に係るものを除く。）及び認可又は不認可の通知を削除し、商工会議所の定款の変更の届出の受理（目的、名称及び地区に係るものを除く。）を出雲市及び益田市に権限移譲することとした。（第2条の表第39号関係）

- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。ただし、1の(3)については、公布の日から施行することとした。

◇島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（条例第14号）

1 条例の概要

- (1) 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定訪問介護事業者が一定の要件を満たした指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の配置基準を緩和することとした。（第6条関係）

イ 指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定療養通所介護及び指定通所リハビリテーションの事業の基本方針に、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬことを加えることとした。（第64条・第80条・第99条・第115条・第136条関係）

ウ 指定訪問リハビリテーション事業者及び指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者に対し、適切なサービスを提供することとした。（第85条・第140条関係）

エ 指定通所介護事業者等が指定通所介護事業所等の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合には、知事に届け出るものとする事とした。（第102条関係）

オ 利用者の状況等により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、指定短期入所生活介護事業所の静養室を居室の用に供することができるものとする事とした。（第165条関係）

カ 養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合について、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うこととしていた規定を削除することとした。

キ 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、指定福祉用具貸与等の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととした。（第258条関係）

ク 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の事業が介護保険法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に移行されることに伴う規定の整備

ケ その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正

- (2) 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、リハビ

リレーション会議を通じる等の適切な方法により利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする
こととした。(第87条・第126条関係)

イ 利用者の状況等により、指定介護予防支援事業所の担当者が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受ける
ことが必要と認めた者に対し、指定介護予防短期入所生活介護事業所の静養室を居室の用に供することができる
ものとする。 (第140条関係)

ウ 養護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合について、外部サービス利用型指定
介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うこととしていた規定を削除することとした。

エ 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、指定介護予防福祉用具貸与等の目的を達成するために必要な知
識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととした。(第244条関係)

オ 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の事業が介護保険法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に移
行されることに伴う規定の整備

カ その他指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関
する基準の改正

(3) 島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定
居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。 (第15条関係)

イ 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員そ
の他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議から、要介護被保険者等への適切な支援を図るため
に必要な検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに
協力するよう努めなければならないこととした。(第15条関係)

ウ その他規定の整理

(4) 島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 地域密着型特別養護老人ホームについて、サテライト型居住施設を設置できることとし、職員の配置の基準を
設けることとした。(第45条関係)

イ その他規定の整理

(5) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う次に掲
げる条例の規定の整備

ア 島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

イ 島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

ウ 島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

エ 島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第2
条第2号及び第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた島根県指定介護予防サービス等の事業の人員
、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例 (条例第15号)

1 条例の概要

(1) 指定介護予防訪問介護事業者が一定の要件を満たした指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任
者の配置基準を緩和することとした。(第6条関係)

(2) 指定介護予防通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所

介護以外のサービスを提供する場合には、知事に届け出るものとする事とした。（第100条関係）

- (3) その他介護予防通所介護の事業に係る指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正

2 施行期日

平成27年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1 条例の概要

- (1) 生活介護及び短期入所に係る基準該当障害福祉サービスに関する基準に、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例に係る要件を追加することとした。（第97条・第111条関係）
- (2) 指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例期間を平成30年 3 月31日までとすることとした。（附則第 5 条関係）

2 施行期日

平成27年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 条例の概要

- (1) 児童発達支援センターの役割として、指定児童発達支援事業者が相談に応じ援助を行う対象に、障害児本人及び障害児が通う施設を加えることとした。（第52条関係）
- (2) 児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援に関する基準に、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例に係る要件を追加することとした。（第55条の 8 関係）
- (3) 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の従業員及びその員数並びに利用定員に係る基準を定めることとした。（第67条・第70条関係）
- (4) その他規定の整理

2 施行期日

平成27年 4 月 1 日から施行することとした。

◇食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 条例の概要

- (1) 営業者は、危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行うときは、知事にその旨を届け出るものとする事とした。（第 2 条の 2 第 1 項関係）
- (2) (1)の規定による届出を行った者は、危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行おうとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならないこととした。（第 2 条の 2 第 2 項関係）
- (3) 公衆衛生上講ずべき措置の基準の改正（別表第 1 関係）
- ア ノロウイルスによる食中毒対策のための食品等の取扱いに係る基準の追加
- (ア) おう吐物等により汚染された可能性のある食品は、廃棄すること。
- (イ) 施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。
- イ 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の次に掲げる基準の追加
- (ア) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う班の編成に係る基準
- (イ) 製品説明書及び製造工程一覧図の作成に係る基準

- (ウ) 食品等の取扱いに係る基準
- (エ) 従事者の衛生管理に係る基準
- (オ) 記録の作成及び保存に係る基準

ウ 情報の報告に係る基準の追加

消費者等から、食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の健康被害につながるおそれがない苦情を受けた場合は、速やかに知事に報告すること。

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇島根県立産業交流会館条例の一部を改正する条例（条例第19号）

1 条例の概要

(1) 島根県立産業交流会館の会議室等が利用できない場合において、事務室のうち利用されていない区画を会議室等の機能を代替する施設として利用できることとした。（別表関係）

(2) (1)に係る利用料金の基準額の新設（別表関係）

区 分		基 準 額			
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	その他の時間1 時間までごと
会議室	事務室のうち利用されていない区画を利用する場合（1平方メートルにつき）	96円	129円	190円	32円

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇島根県特別会計条例の一部を改正する条例（条例第20号）

1 条例の概要

島根県中小企業近代化資金特別会計の設置（本則第12号関係）

2 施行期日

平成27年3月31日から施行することとした。

◇島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第21号）

1 条例の概要

(1) 指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせた場合は、構造計算適合性判定に係る手数料の納付を要しないこととした。（第11条関係）

(2) 建築主事による仮使用認定に係る手数料を新設し、その額は、知事による仮使用認定に係る手数料の額と同額とすることとした。（別表第4関係）

(3) 構造計算適合性判定の手続の変更に伴う規定の整理

2 施行期日

平成27年6月1日から施行することとした。

◇島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1 条例の概要

発電所の廃止（別表第1関係）

名 称	最 大 出 力	供 給 先

浜田川発電所

2,000キロワット

中国電力株式会社

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第23号）

1 条例の概要

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整備

ア 特別職の職員の給与等に関する条例

イ 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例

ウ 島根県職員定数条例

エ 職員の退職手当に関する条例

オ 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例

カ 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例

キ 特別職の職員の退職手当に関する条例

ク 島根県教育委員会の委員の定数を定める条例

ケ 知事等の給与の特例に関する条例

(2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止

2 施行期日等

平成27年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行の際現に在職する従前の制度による教育長の任期中は、この条例（1の(1)のカに係る規定を除く。以下同じ。）による改正後の規定は適用せず、この条例による改正前又は廃止前の規定は、なおその効力を有することとした。

◇教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（条例第24号）

1 条例の概要

(1) 教育長は、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができるとした。（第2条関係）

ア 研修を受ける場合

イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合

ウ ア及びイに規定する場合を除くほか、人事委員会が定める場合

(2) (1)の場合のほか、教育長の休日、休暇その他の職務に専念する義務を免除される日又は期間については、職員の休日及び休暇に関する条例の適用を受ける職員の例によることとした。（第3条関係）

2 施行期日等

平成27年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行の際現に在職する従前の制度による教育長の任期中は、この条例の規定は、適用しないこととした。

◇県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1 条例の概要

温室内作業従事手当の支給対象時期を6月1日から9月30日までの間に改めることとした。（第15条関係）

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,625人	1,611人	△14人
	事務職員、技術職員その他の職員	191人	189人	△2人
特別支援学校	教育職員	994人	968人	△26人
	事務職員、技術職員その他の職員	80人	80人	—
小学校及び中学校	教育職員	5,056人	5,062人	6人
	事務職員及び技術職員	363人	351人	△12人

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例（条例第27号）

1 条例の概要

島根県立大社高等学校の分校の廃止

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例（条例第28号）

1 条例の概要

警察官の定員の改正（第2条関係）

区 分	改正前	改正後	増 減
警視	72人	73人	1人
警部	148人	148人	—
警部補及び巡查部長	837人	840人	3人
巡查	438人	440人	2人
計	1,495人	1,501人	6人

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）

1 条例の概要

手当額の改正（第10条関係）

手当名	区 分	改正前	改正後
死体取扱手当	人事委員会規則で定める職員以外の職員が検視、検証又は実況見分のための死体取扱作業に従事したとき。	1体 1,100円	1体 1,600円

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇島根県暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第30号）

1 条例の概要

引用する法律の題名の改正及び引用する条項の整理（第13条関係）

2 施行期日

少年鑑別所法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇警察に関する手数料条例の一部を改正する条例（条例第31号）

1 条例の概要

(1) 自転車運転者講習に係る手数料の新設（別表第1の49の項関係）

区 分	手数料の額	
自転車の運転による交通の危険を防止するための講習	講習1時間につき	1,900円

(2) 運転免許試験等に係る手数料の改正

ア 運転免許試験（別表第1の38の項関係）

区 分	改正前	改正後	
大型自動車免許又は中型自動車免許	試験の一部免除を受けない者（公安委員会が提供する自動車を使用しないで受ける場合（以下「自動車不使用」という。））	4,600円	4,400円
	試験の一部免除を受けない者（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合（以下「自動車使用」という。））	7,700円	7,400円
普通自動車免許	技能検査合格者及び指定自動車教習所卒業者	1,800円	1,750円
	特定失効者	1,900円	1,850円
	試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	3,050円	3,100円
特定第1種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動2輪車免許、普通自動2輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第2種免許若しくはけん牽引第2種免許	試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	3,050円	2,950円
	試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	4,600円	4,500円
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許	特定失効者	1,900円	1,850円
大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許	試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	4,600円	4,550円
仮運転免許	試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	3,000円	2,850円
	試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	4,550円	4,400円

	使用)		
--	-----	--	--

イ 技能検査（自動車の運転について必要な技能の有無の検査）（別表第1の38の2の項関係）

区 分		改正前	改正後
大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者	自動車不使用	3,850円	3,650円
	自動車使用	6,950円	6,650円
普通自動車仮運転免許を受けている者	自動車不使用	4,050円	3,850円
	自動車使用	4,900円	4,750円

ウ 免許に付された限定を解除するための審査（別表第1の39の項関係）

区 分		改正前	改正後
自動車不使用		1,550円	1,450円
自動車使用		3,100円	3,000円

エ 免許証交付等（別表第1の41の項関係）

区 分		改正前	改正後
再交付手数料	第1種運転免許又は第2種運転免許	3,600円	3,500円

オ 技能検定員資格者証交付（別表第1の42の項関係）

区 分		改正前	改正後
技能検定員資格者証交付手数料		1,200円	1,100円

カ 技能検定員審査等（別表第1の43の項・45の項関係）

区 分		改正前	改正後
技能検定員審査	大型自動車免許又は中型自動車免許	23,500円	23,450円
	大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許（以下「大型自動車第2種免許等」という。）	21,850円	21,700円
教習指導員審査	大型自動車免許又は中型自動車免許	15,000円	14,950円
	特定第1種運転免許	9,450円	9,400円
	大型自動車第2種免許等	12,850円	12,750円

キ 教習指導員資格者証交付（別表第1の44の項関係）

区 分		改正前	改正後
教習指導員資格者証交付手数料		1,200円	1,100円

ク 再試験（別表第1の46の項関係）

区 分		改正前	改正後
普通自動車免許	自動車使用	2,800円	2,850円
大型自動2輪車免許又は普通自動2輪車免許	自動車不使用	1,700円	1,750円
	自動車使用	3,250円	3,300円
原動機付自転車免許		1,000円	1,050円

ケ 講習（別表第1の49の項関係）

区 分		改正前	改正後
安全運転管理者等講習		1時間につき 700円	1時間につき 750円
取消処分者講習		1時間につき	1時間につき

		2,450円	2,350円
停止処分者講習		1時間につき 2,200円	1時間につき 2,100円
取得時講習	大型自動車免許又は中型自動車免許	1時間につき 4,700円	1時間につき 4,650円
	大型自動2輪車免許	1時間につき 4,150円	1時間につき 4,100円
	普通自動2輪車免許	1時間につき 4,050円	1時間につき 4,000円
	旅客自動車講習	1時間につき 3,150円	1時間につき 3,100円
	応急救護処置講習	1時間につき 1,250円	1時間につき 1,300円
初心運転者講習	普通自動車免許	1時間につき 2,100円	1時間につき 2,050円
	大型自動2輪車免許	1時間につき 2,750円	1時間につき 2,700円
	普通自動2輪車免許	1時間につき 2,600円	1時間につき 2,550円
	原動機付自転車免許	1時間につき 2,450円	1時間につき 2,400円
更新時講習	優良運転者	600円	500円
	一般運転者	950円	800円
	違反運転者又は初回更新者	1,500円	1,350円
	失効後再取得して違反のない者	950円	800円
高齢者講習（70歳以上75歳未満）	小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許	5,800円	5,600円
	小型特殊自動車免許のみ	2,350円	2,250円
高齢者講習（75歳以上）	小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許	5,350円	5,200円
	小型特殊自動車免許のみ	2,350円	2,250円
違反者講習	実車	13,350円	13,200円
	社会活動参加	9,200円	9,050円

コ 通知手数料（別表第1の50の項関係）

区 分	改正前	改正後
講習通知手数料	850円	900円

サ 審査細目の免除により技能検定員審査手数料の額から減ずる額（別表第2関係）

審査細目	審査種別	減 ず る 額	
		改正前	改正後
1 技能検定員として必要な運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許	4,150円	4,000円
	普通自動車免許	3,750円	3,600円

	大型自動車第2種免許等	4,450円	4,250円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許	7,000円	6,700円
	普通自動車免許	6,400円	6,100円
	特定第1種運転免許	2,200円	2,100円
	大型自動車第2種免許等	7,800円	7,400円
3 教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許	2,100円	2,450円
	普通自動車免許	1,850円	1,950円
	特定第1種運転免許	2,100円	1,950円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許	2,100円	2,450円
	普通自動車免許	1,850円	1,950円
	特定第1種運転免許	2,100円	1,950円
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許	2,250円	2,000円
	普通自動車免許	2,000円	1,950円
	特定第1種運転免許	2,250円	2,500円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許	1,850円	1,750円
	普通自動車免許	1,950円	2,100円
	特定第1種運転免許	2,450円	2,550円
	大型自動車第2種免許等	3,150円	3,700円
7 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第2種免許等	2,700円	2,550円
1と2のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許又は中型自動車免許	2,950円	2,800円
	普通自動車免許	900円	850円
	大型自動車第2種免許等	3,050円	3,100円
3と4のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許又は中型自動車免許	350円	550円
	普通自動車免許	200円	350円

シ 審査細目の免除により教習指導員審査手数料の額から減ずる額 (別表第3関係)

審査細目	審査種別	減 ず る 額	
		改正前	改正後
1 教習指導員として必要な運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許	4,150円	4,000円
	普通自動車免許	3,750円	3,600円
	大型自動車第2種免許等	4,450円	4,250円
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許	1,450円	1,350円

	普通自動車免許	1,400円	1,250円
	特定第1種運転免許	1,500円	1,300円
	大型自動車第2種免許等	1,900円	2,050円
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許	1,350円	1,250円
	普通自動車免許	1,300円	1,200円
	特定第1種運転免許	1,150円	1,100円
4 教則の内容となっている事項 その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許	1,450円	1,550円
	普通自動車免許	1,200円	1,350円
	特定第1種運転免許	1,250円	1,300円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許	1,450円	1,550円
	普通自動車免許	1,200円	1,350円
	特定第1種運転免許	1,250円	1,300円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許	1,350円	1,400円
	普通自動車免許	1,150円	1,300円
	特定第1種運転免許	1,150円	1,200円
7 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第2種免許等	2,700円	2,550円
1と2のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許又は中型自動車免許	3,000円	2,850円
	普通自動車免許	950円	900円
	特定第1種運転免許	1,050円	1,100円
	大型自動車第2種免許等	3,050円	3,150円
4と5のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許又は中型自動車免許	100円	250円
	特定第1種運転免許	50円	100円

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。ただし、1の(3)については公布の日から、1の(1)については平成27年6月1日から施行することとした。

◇島根県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第32号）

1 条例の概要

説明のため委員会へ出席を求める者の名称の改正（第18条関係）

改 正 前	改 正 後
教育委員会の委員長	教育委員会の教育長

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 2 号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(島根県情報公開条例の一部改正)

第 1 条 島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号ウ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(島根県個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第13条第 3 号ウ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第22項中「第63条」を「第50条の10第 2 項」に改める。

(独立行政法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例の一部改正)

第 4 条 独立行政法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例（平成18年島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例

第 1 条中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第 2 条第 1 項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 3 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第 1 条 島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表狩猟税の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正)

第 2 条 島根県産業廃棄物減量税条例(平成26年島根県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第18条第 1 項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(旧島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正)

第 3 条 旧島根県産業廃棄物減量税条例(平成16年島根県条例第34号)附則第 6 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例の一部を次のように改正する。

第18条第 1 項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第 4 条 旧島根県産業廃棄物減量税条例(平成21年島根県条例第58号)附則第 7 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例の一部を次のように改正する。

第18条第 1 項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(島根県手数料条例の一部改正)

第 5 条 島根県手数料条例(平成12年島根県条例第 5 号)の一部を次のように改

正する。

別表41の項左欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料」に改め、同項第 1 号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 6 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第12号左欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（」に改め、同欄の(1)中「法第 7 条第 2 項第 5 号に掲げる特定鳥獣の」を「第二種特定鳥獣管理計画に基づく」に改め、同欄の(2)中「執る」を「とる」に改め、同号右欄中「特定鳥獣保護管理計画による」を「第二種特定鳥獣管理計画に基づく」に改める。

(島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部改正)

第 7 条 島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（平成24年島根県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（」に改める。

(島根県自然環境保全条例の一部改正)

第 8 条 島根県自然環境保全条例（昭和48年島根県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第13条第 2 項第 3 号中「鳥獣保護部会」を「鳥獣保護管理部会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年 5 月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 8 条の規定による改正前の島根県自然環境保全条例第13条第 2 項第 3 号の規定により置かれた鳥獣保護部会は、この条例の施行の日において第 8 条の規定による改正後の島根県自然環境保全条例第13条第 2 項第 3 号の規定により置かれた鳥獣保護管理部会となり、同一性をもって存続するものとする。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 4 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 26 年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 16 条第 1 項」を「第 16 条」に改める。

第 13 条から第 15 条までの規定中「第 16 条第 2 項」を「第 16 条」に改める。

第 16 条を次のように改める。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 16 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特地勤務手当（第 11 条の 3 の規定による手当を含む。）の月額並びに初任給調整手当、特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）及び農林漁業普及指導手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「給料の月額」の次に「及びこれに対する特地勤務手当（第 21 条の 3 の規定による手当を含む。）の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額」を、「もの」の次に「から人事委員会規則で定める時間を減じたもの」を加える。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「第 20 条の 2 第 1 項」を「第 20 条の 2」に改める。

第19条の5及び第19条の5の2中「第20条の2第2項」を「第20条の2」に改める。

第20条の2を次のように改める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条の2 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対するへき地手当(第19条の3の規定による手当を含む。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年島根県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「又は」を「、」に改め、「いう。)」の次に「又は修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)」を加え、同条第3項を削る。

(島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年島根県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「又は」を「、」に改め、「いう。)」の次に「又は修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)」を加え、同条第3項を削る。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第6条 職員の修学部分休業に関する条例(平成20年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号。以下「職員の給与条例」という。)

第12条、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号。以下「県立学校教育職員の給与条例」という。）第16条第1項又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号。以下「市町村立学校教職員の給与条例」という。）第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員の給与条例第16条、県立学校教育職員の給与条例第16条第2項又は市町村立学校教職員の給与条例第20条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

第3条第2項中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与条例」に改め、同条第3項中「県立学校の教育職員の給与に関する条例」を「県立学校教育職員の給与条例」に改め、同条第4項中「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例」を「市町村立学校教職員の給与条例」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

- 2 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「第16条第1項」を「第16条」に改める。

（教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

- 3 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号を削る。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 4 職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条の表及び第15条の表中「同項に」を「同条に」に改める。

第23条の表及び第25条の表中「、同項に」を「、同条に」に改める。

第30条中「第16条第1項、」を「第16条、」に、「第20条の2第1項」を

「第20条の2」に改める。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 5 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 9 第 1 項第 1 号中「62,500円」を「78,750円」に改め、同項第 2 号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第 3 号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第 4 号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第 5 号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第 6 号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第 7 号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第 8 号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第 4 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「自己都合退職者」の次に「（第 3 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「前号」を「第 1 項」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「第 1 号」を「第 1 項」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とする。

第 8 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第 12 項中「附則第 2 条第 1 項」を「附則第 2 条」に改める。

附則第 13 項中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第 2 条第 1 項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第 2 条」に、「附則第 25 条」を「附則第 11 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 6 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項第 2 号中「指導」の次に「その他の指導で人事委員会規則で定めるもの」を加え、同条第 2 項中「1 月」を「1 日」に改め、同項第 1 号中「33,500円」を「1,760円」に改め、「（授業又は実習指導に専ら従事する職員以外の職員にあっては、当該額に100分の50を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））」を削り、同項第 2 号中「16,800円」を「880円」に改める。

第11条第 1 項第 9 号中「、東部農林振興センター」及び「（東部農林振興センターにあっては、人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削り、「7 月 1 日」を「6 月 1 日」に改める。

第32条第 1 項を次のように改める。

冬期海上等作業従事手当は、職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）が11月 1 日から翌年の 4 月30日までの間に海上又は人事委員会規則で定める湖沼上において行う調査又は検査の作業に従事したときに支給する。

第39条第 1 項を次のように改める。

医師手当の支給を受ける職員には、有害物取扱手当及び衛生検査業務従事手当は支給しない。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 7 号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに第 7 条第 1 項」を「、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 2 条の見出し中「任期」を「職員の任期」に改める。

第 8 条を第13条とする。

第 7 条中「及び一般任期付職員」を「、一般任期付職員及び第 3 条の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同条を第12条とする。

第 6 条中「職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）」を「職員休日休暇条例」に、「及び一般任期付職員」を「、一般任期付職員及び第 3 条の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同条を第 11 条とする。

第 5 条第 1 項中「及び第15条の 8」を「、第15条の 8 及び第17条」に、「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第 7 号。以下「市町村立学校教職員給与等条例」という。）」を「市町村立学校教職員給与等条例」に改め、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り上げ、同条第 8 項中「昭和46年島根県条例第 5 号」の次に「。以下「職員特殊勤務手当条例」という。」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条を第 8 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

第 9 条 職員給与条例第17条の規定は、一般任期付職員及び第 3 条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

第10条 第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する職員給与条例の規定の適用については、次

の表の左欄に掲げる職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 4 条第 3 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 5 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 4 条第 4 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 4 条第 6 項 及び第 7 項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 10 条第 2 項 第 2 号	再任用短時間勤務職員	一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年島根県条例第 8 号。以下「任期付職員条例」という。）第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第 13 条第 1 項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる

		勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする
第 13 条第 4 項	第 2 項の	任期付職員条例第 10 条第 1 項の
第 13 条第 5 項	減じた割合、	減じた割合（その時間が任期付職員条例第 10 条第 1 項の規定により読み替えられた第 1 項ただし書に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から 100 分の 100（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を減じた割合）、
第 15 条の 11 第 2 項及び第 17	再任用職員	任期付短時間勤務職員

条		
---	--	--

- 2 任期付短時間勤務職員に対する県立学校教育職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる県立学校教育職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 6 条第 1 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 5 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 6 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 11 条第 2 項 及び第 3 項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 20 条第 2 項 第 2 号	再任用短時間勤務教育職員	一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年島根県条例第 8 号）第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務教育職員」という。）

第26条の2	再任用教育職員	任期付短時間勤務教育職員
--------	---------	--------------

- 3 任期付短時間勤務職員に対する市町村立学校教職員給与等条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる市町村立学校教職員給与等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、第22条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第7条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第12条第2項及び第3項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第18条第2項第2号	再任用短時間勤務教職員	一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短

		時間勤務教職員」という。)
第19条の5第 1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務教職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第19条の5第 4項	第2項の	任期付職員条例第10条第3項の
第19条の5第 5項	減じた割合、	減じた割合（その時間が任期付職員条例第10条第3項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間

		である場合は、100分の125) を減じた割合)、
第20条の 3	再任用教職員	任期付短時間勤務教職員

- 4 任期付短時間勤務職員に対する企業局職員給与条例第17条の 3 第 2 項の規定の適用については、同項中「地方公務員法第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第 8 号）第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。
- 5 任期付短時間勤務職員に対する職員特殊勤務手当条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条の 2	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第 8 号）第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
	第 2 条第 3 項	第 2 条第 5 項
第40条第 2 項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

6 任期付短時間勤務職員に対する病院局職員給与条例第23条第2項の規定の適用については、同項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。

第4条第1項中「第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」を「特定任期付職員」に改め、同条を第7条とする。

第3条中「法第7条第1項」を「前2項」に改め、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加え、同条を第6条とする。

任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）又は第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年に満たない場合にあつては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

第2条の次に次の3条を加える。

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保する

ために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第 4 条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第 1 項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前 2 項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法第 26 条の 2 第 1 項の規定による承認

(2) 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 10 号。以下「職員休日休暇条例」という。）第 12 条第 1 項に規定する介護休暇、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和 31 年島根県条例第 36 号）第 12 条第 1 項（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 7 号。以下「市町村立学校教職員給与等条例」という。）第 22 条の 10 の規定によりその例によることとされる場合を含む。）に規定する介護休暇その他これらに相当する休暇として人事委員会規則で定める休暇の承認

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定による承認

(任期の特例)

第 5 条 法第 6 条第 2 項の条例で定める場合は、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる

業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第 3 条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第 3 条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の勤務時間に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年島根県条例第 8 号）第 4 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第 3 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書並びに第 10 条中「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を「、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

(職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「及び」を「、」に改め、「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）の次に「及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年島根県条例第 8 号）第 4 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」を加える。

第 7 条第 2 項及び第 13 条中「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を「、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 4 条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 7

号)の一部を次のように改正する。

第22条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第 8 号）第 4 条の規定により採用された教職員（以下「任期付短時間勤務教職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。

第22条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書中「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員」を「、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員」に改める。

（県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第 5 条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「及び」を「、」に改め、「育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員」という。）」の次に「及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第 8 号）第 4 条の規定により採用された教育職員（以下「任期付短時間勤務教育職員」という。）」を加える。

第 8 条第 2 項中「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員」を「、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第18条の表中「第 4 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に、「第 4 条第 3 項」を「第 7 条第 3 項」に改める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「第 4 条第 3 項」を「第 7 条第 3 項」に改める。

附則第11項中「第 4 条第 4 項」を「第 7 条第 4 項」に改める。

職員の休日及び休暇に関する条例及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 8 号

職員の休日及び休暇に関する条例及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 月から 9 月まで」を「6 月から 10 月まで」に改める。

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 2 条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和 31 年島根県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 中「7 月から 9 月まで」を「6 月から 10 月まで」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

島根県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 9 号

島根県行政手続条例の一部を改正する条例

島根県行政手続条例（平成 7 年島根県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 行政指導（第 30 条—第 34 条）」を「第 4 章 行政指導（第 30 条—第 34 条の 2）」に改める。
第 4 章の 2 処分等の求め（第 34 条の 3）」

第 3 条中「第 4 章」を「第 4 章の 2」に改め、同条第 9 号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 10 号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第 33 条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第 4 章中第 34 条の次に次の 1 条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第 34 条の 2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この

限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 4 章の 2 処分等の求め

第 34 条の 3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要

な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(島根県県税条例の一部改正)

2 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 2 項中「第33条第 3 項」を「第33条第 4 項」に、「第33条第 2 項」を「第33条第 3 項」に改める。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 10 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第12号中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める。

別表10の 2 の項左欄中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律関係手数料」に改め、同項第 1 号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第 9 条第 1 項」を「第27条第 1 項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同項第 2 号中「第12条第 1 項」を「第30条第 1 項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改める。

別表10の 3 の項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、同項第 1 号中「土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この項において「法」という。）」を「法」に改め、同号を同項第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この項において「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づく指定調査機関の指定を受けようとする者	30,900円
--	---------

別表10の 3 の項に次の 1 号を加える。

(5) 法第32条第 1 項の規定に基づく指定調	24,800円
--------------------------	---------

査機関の指定の更新を受けようとする者

別表22の項を次のように改める。

22 削除		
-------	--	--

別表61の項第 2 号中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、同項第 3 号中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同項第 5 号から第 7 号までの規定中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

別表64の 2 の項第 1 号ア中「、6,000円」を「6,000円、設計住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下この号及び次号において同じ。）の提出がある場合にあっては16,000円」に改め、同号イ㍑中「、12,000円」を「12,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては56,000円」に改め、同号イ㍑中「、21,000円」を「21,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては89,000円」に改め、同号イ㍑中「、30,000円」を「30,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては166,000円」に改め、同号イ㍑中「、56,000円」を「56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては285,000円」に改め、同号イ㍑中「、96,000円」を「96,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては438,000円」に改め、同号イ㍑中「、155,000円」を「155,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては784,000円」に改め、同号イ㍑中「、190,000円」を「190,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,069,000円」に改め、同号イ㍑中「、203,000円」を「203,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,294,000円」に改め、同項第 2 号ア中「、3,000円」を「3,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては8,000円」に改め、同号イ㍑中「、12,000円」を「12,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては56,000円」に改め、同号イ㍑中「、21,000円」を「21,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては89,000円」に改め、同号イ㍑中「、

30,000円」を「30,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては166,000円」に改め、同号イ(田)中「、56,000円」を「56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては285,000円」に改め、同号イ(カ)中「、96,000円」を「96,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては438,000円」に改め、同号イ(カ)中「、155,000円」を「155,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては784,000円」に改め、同号イ(キ)中「、190,000円」を「190,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,069,000円」に改め、同号イ(ク)中「、203,000円」を「203,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,294,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 11 号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第46条第11号中「又は児童福祉法」を「、児童福祉法」に、「第39条」を「第39条第1項」に改め、「保育所」の次に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 12 号

島根県県税条例の一部を改正する条例

第 1 条 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表中「第23条第 1 項第16号」を「第23条第 1 項第17号」に改める。

第13条第 1 項の表第 1 号の(5)中「法人税法第 2 条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の 2 に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として令第 6 条の23の 2 の規定により算定した金額。以下「資本金等の額」という。）」を「資本金等の額（資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合には、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額。以下この表において同じ。）」に改め、同条第 2 項中「同項の表中「法人税法第 2 条第16号」を「同項の表第 1 号の(5)中「資本金等の額が」に、「、「固有法人」を「「当該法人に係る固有法人」に、「」の法人税法第 2 条第16号」を「以下この表において同じ。）の資本金等の額が」と、同表第 2 号から第 5 号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「当該法人に係る固有法人の資本金等の額が」に改める。

第15条の 3 中「又は上場株式等の配当等」を「、「上場株式等の配当等」に改め、「上場株式等の配当等をいう。）」の次に「又は償還金に係る差益金額（同法第41条の12の 2 第 3 項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額をいう。）」を加え、「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の次に「があるときは、その者」を加える。

第15条の 4 中「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第37条の11の 3 第 1 項に規定する特定口座内保管上場株式等をいう。）の

譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等（同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいう。）の信用取引等（同法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等をいう。）に係る差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等（法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡対価等をいう。）」に、「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

第16条第1項中「除く。」の次に「第3項において同じ。」を加え、同項第1号ア中「100分の0.48」を「100分の0.72」に改め、同号イ中「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同号ウの表中「100分の3.8」を「100分の3.1」に、「100分の5.5」を「100分の4.6」に、「100分の7.2」を「100分の6」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.48」を「100分の0.72」に改め、同号イ中「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同号ウ中「100分の7.2」を「100分の6」に改める。

第24条第2項中「附則第11条の4第2項」の次に「及び第5項」を加える。

附則第14項第1号中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第16項中「平成26年10月1日」を「平成27年4月1日」に、「100分の3.8」を「100分の3.1」に、「100分の2.2」を「100分の1.6」に、「100分の5.5」を「100分の4.6」に、「100分の3.2」を「100分の2.3」に、「100分の7.2」を「100分の6」に、「100分の4.3」を「100分の3.1」に改める。

附則第23項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

第2条 島根県県税条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウの表中「100分の3.1」を「100分の2.5」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の6」を「100分の4.8」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウ中「100分の6」を「100分の4.8」に改める。

附則第16項中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」を「100分の2.5」とあるのは「100分の0.9」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の2.3」を「100分の1.4」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第9項及び第10項の規定は公布の日から、第1条中第4条、第15条の3及び第15条の4の改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定は平成28年1月1日から、第2条及び附則第7項の規定は平成28年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第13条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第 号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「新法」という。）第53条第1項の規定によって申告納付する法人で法人税法（昭和40年法律第34号）第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの並びに新法第53条第2項の規定によって申告納付する法人及び同条第3項の規定によって納付する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第15条の3の規定は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定

配当等に係る配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき第 1 条の規定による改正前の島根県県税条例（以下「旧条例」という。）第 15 条の 3 に規定する特定配当等に係る配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

- 5 新条例第 15 条の 4 の規定は、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき特定株式等譲渡対価等に係る株式等譲渡所得割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき旧条例第 15 条の 4 に規定する譲渡の対価又は差金決済に係る差益に相当する金額に係る株式等譲渡所得割の特別徴収については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

- 6 新条例第 16 条及び附則第 16 項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 7 第 2 条の規定による改正後の島根県県税条例（以下「28年新条例」という。）第 16 条及び附則第 16 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 8 新条例第 24 条第 2 項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（この条例の失効等）

- 9 この条例は、改正法が平成 27 年 3 月 31 日までに成立しないときは、その効力を失う。
- 10 この条例は、前項の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応する新条例及び 28 年新条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 13 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第28号左欄の(11)中「(29)から(31)まで」を「(31)から(33)まで」に改め、同欄中(31)を(33)とし、(30)を(32)とし、同欄の(29)中「児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この号において「省令」という。）」を「省令」に改め、同欄中(29)を(31)とし、(28)の次に次のように加える。

(29) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この号において「省令」という。）第 7 条の 9 第 3 項の規定による変更の届出の受理

(30) 省令第 7 条の23第 1 項の規定による医療受給者証の再交付

第 2 条の表第28号右欄中「及び(18)」を「、(18)、(29)及び(30)」に、「(29)」を「(31)」に、「(30)」を「(32)」に、「(31)」を「(33)」に改め、同表第39号左欄の(5)中「第46条第 2 項」を「第46条第 5 項」に、「認可」を「届出の受理」に改め、同欄中(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)から(11)までを(7)から(10)までとする。

第 2 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第28号左欄の(11)中「(12)から(17)まで」を「(12)、(16)から(20)まで」に、「(19)及び(31)から(33)まで」を「(22)及び(34)から(36)まで」に改め、同欄中(33)を(36)とし、(21)から(32)までを(24)から(35)までとし、同欄の(20)中「(21)から(23)まで」を「(24)から(26)まで」に改め、同欄中(20)を(23)とし、(13)から(19)までを(16)から(22)までとし、(12)の次に次のように加える。

(13) 法第35条第 6 項の規定による児童福祉審議会の意見の聴取

(14) 法第35条第 7 項の規定による市町村長への協議

(15) 法第35条第 9 項の規定による不認可の通知

第 2 条の表第28号右欄中「(18)」を「(21)」に、「(29)」を「(32)」に、「(30)」を

「(33)」に、「(13)」を「(16)」に、「(15)」を「(18)」に、「(17)」を「(20)」に、「(31)」を「(34)」に、「(32)」を「(35)」に改め、「出雲市、(11)」の次に「、(12)、(16)」を加え、「(19)」を「(22)」に、「(33)」を「(36)」に、「(14)」を「(17)」に、「(20)から(28)まで」を「(13)から(15)まで及び(23)から(31)まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条中第2条の表第28号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成26年島根県条例第61号)の一部を次のように改正する。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とする。

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 14 号

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第64号)の一部を次のように改正する。

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請者にあつては、この限りでない。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定訪問介護事業者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(以下「指定事業者」という。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第1号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によるこ

とができる。

第 6 条第 5 項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第 2 項に規定する第 1 号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第 1 号訪問事業」に、「島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第65号。以下「指定介護予防サービス等条例」という。）第 6 条第 1 項から第 4 項までに規定する」を「市町村の定める当該第 1 号訪問事業の」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 2 項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができる。

第 8 条第 2 項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第 6 条第 2 項に規定する第 1 号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第 1 号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等条例第 8 条第 1 項に規定する」を「市町村の定める当該第 1 号訪問事業の」に改める。

第14条中「平成11年厚生省令第38号」の次に「。以下「指定居宅介護支援等基準」という。」を加える。

第43条第 3 項中「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第41条第 1 項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「法第115条の45第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業（旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第54条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「指定介護予防サービス等条例第43条第 1 項及び第 2 項に規定する」を「市町村の定める

当該第 1 号訪問事業の」に改める。

第45条第 2 項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第43条第 3 項に規定する第 1 号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等条例第45条第 1 項に規定する」を「市町村の定める当該第 1 号訪問事業の」に改める。

第49条第 3 項中「指定介護予防サービス等基準第47条第 1 項」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第47条第 1 項」に、「指定介護予防サービス等条例」を「島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第65号。以下「指定介護予防サービス等条例」という。）」に改める。

第64条中「維持回復」の次に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第65条第 5 項中「第171条第 1 項」を「第171条第10項」に、「指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定複合型サービスをいう。）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」に改める。

第80条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第85条に次の 1 号を加える。

- (5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第 1 項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第 1 項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第 8 条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以

下同じ。) の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第86条に次の 1 項を加える。

- 5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(第137条第 1 項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第141条第 1 項から第 4 項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第99条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第100条第 1 項第 3 号中「指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス等基準第97条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を「法第115条の45第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業(旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業」を「当該第 1 号通所事業」に、「指定介護予防通所介護の」を「当該第 1 号通所事業の」に改め、同条第 8 項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第 1 号通所事業」に、「指定介護予防サービス等条例第98条第 1 項から第 7 項までに規定する」を「市町村の定める当該第 1 号通所事業の」に改める。

第102条第 4 項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第100条第 1 項第 3 号

に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第 1 号通所事業」に、「指定介護予防サービス等条例第 100 条第 1 項から第 3 項までに規定する」を「市町村の定める当該第 1 号通所事業の」に、「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第 111 条の次に次の 1 条を加える。

（事故発生時の対応）

第 111 条の 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第 102 条第 4 項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第 112 条第 2 項第 5 号中「次条において準用する第 40 条第 2 項」を「前条第 2 項」に改める。

第 113 条中「第 41 条まで」を「第 39 条まで、第 41 条」に改める。

第 115 条第 1 項中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第 119 条に次の 1 項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第130条第 2 項第 6 号中「第40条第 2 項」を「第111条の 2 第 2 項」に改める。

第131条中「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に、「第111条」を「第111条の 2」に、「を「療養通所介護従業者」」を「とあるのは「療養通所介護従業者」と、第111条の 2 第 4 項中「第102条第 4 項」とあるのは「第119条第 4 項」」に改める。

第132条第 1 項第 3 号中「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準第112条第 1 項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）」を「法第115条の45第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「基準該当介護予防通所介護の」を「当該第 1 号通所事業の」に改め、同条第 7 項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業」に、「指定介護予防サービス等条例第113条第 1 項から第 6 項までに規定する」を「市町村の定める当該第 1 号通所事業の」に改める。

第134条第 4 項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第132条第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業」に、「指定介護予防サービス等条例第115条第 1 項から第 3 項までに規定する」を「市町村の定める当該第 1 号通所事業の」に改める。

第135条中「第39条から第41条まで」を「第39条、第41条」に改める。

第136条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第140条に次の 1 号を加える。

(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催

により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第141条に次の1項を加える。

- 6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第86条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第165条に次の1項を加える。

- 2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第182条中「若しくは」を「、」に改め、「指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）」の次に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第188条中「「看護職員」と」の次に「、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第191条第 1 項第 4 号ア中「平方メートル」の次に「以上」を加える。

第217条第 3 項を削る。

第218条第 2 項第 2 号アを次のように改める。

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の 3 を乗じて得た数の合計数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。

第223条を次のように改める。

第223条 削除

第236条第 2 項第 8 号及び第247条第 2 項第10号を削る。

第248条中「第222条から第227条まで」を「第222条、第224条から第227条まで」に改める。

第258条の見出し中「確保」の次に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 2 条 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第65号）の一部を次のように改正する。

「第 2 章 介護予防訪問介護

第 1 節 基本方針（第 5 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 6 条・第 7 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 8 条）

目次中 第 4 節 運営に関する基準（第 9 条—第39条）

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(第40条—第42条)

第 6 節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (第43条—第47条) 」

を「第 2 章 削除」に、「第52条」を「第51条の 2」に、

「第 7 章 介護予防通所介護

第 1 節 基本方針 (第97条)

第 2 節 人員に関する基準 (第98条・第99条)

第 3 節 設備に関する基準 (第100条)

第 4 節 運営に関する基準 (第101条—第108条)

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第109条—第112条)

第 6 節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (第113条—第116条) 」

を「第 7 章 削除」に、「第120条」を「第119条の 2」に改める。

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請者にあつては、この限りでない。

第 2 章を次のように改める。

第 2 章 削除

第 5 条から第47条まで 削除

第49条第 3 項中「指定居宅サービス等基準第45条第 1 項」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。) 第45条第 1 項」に、「指定居宅サービス等条例」を「島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年島根県条例第64号。以下「指定居宅サービス等条例」という。)」に改める。

第 3 章第 4 節中第52条の前に次の12条を加える。

(内容及び手続の説明及び同意)

第51条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイル

に前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第 2 項第 1 号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第 2 項の規定により第 1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第 2 項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第 1 項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第51条の 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第51条の 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予

防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第51条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第51条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第51条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第

9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第51条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第51条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第51条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第51条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス

計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第51条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第51条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第52条の次に次の2条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第52条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第52条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第55条の次に次の10条を加える。

(勤務体制の確保等)

第55条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第55条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第55条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第55条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第55条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第55条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しく

は提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第55条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第55条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入

浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第55条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第56条第2項第1号中「次条において準用する第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第2号中「次条において準用する第24条」を「第52条の3」に改め、同項第3号中「次条において準用する第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第4号中「次条において準用する第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第57条を次のように改める。

第57条 削除

第62条第1項中「基準該当介護予防訪問介護事業所」を「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」に改める。

第63条中「第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）及び第36条から第38条まで並びに」を削り、「第52条第1項及び」を「第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及び第6項並びに」に改め、「、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と」を削り、「第9条第1項及び第31条中「第27条」」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」」に、「第20条第1項中」を「第51条の13第1項中」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第30条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と」を削り、「指定訪問入浴介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「基準該当訪問入浴介護」を「基準該当介護予防訪問入浴介護」に改め、

「前項」と」の次に「、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と」を加える。

第74条第2項第4号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第5号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第6号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第7号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第75条中「第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第38条まで及び第54条」を「第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び第55条の2から第55条の11まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項及び第31条中「第27条」」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」」に、「第14条中」を「第51条の7中」に改め、「病歴」と」の次に「、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第84条第2項第2号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第85条中「第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第54条」を「第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項及び第31条中「第27条」」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」」に、「第14条中」を「第51条の7中」に改め、「病歴」と」の次に「、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備

品等」とあるのは「設備及び備品等」とを加える。

第87条第1号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）」に改め、同条第13号中「第11号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第6号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第126条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第93条第2項第1号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第2号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第3号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第4号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第94条中「第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第24

条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第54条」を「第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項及び第31条中「第27条」」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」」に、「第14条中」を「第51条の7中」に、「第19条中」を「第51条の12中」に改め、「「利用者」と」の次に「、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第97条から第116条まで 削除

第8章第4節中第120条の前に次の2条を加える。

(利用料等の受領)

第119条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者
に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提
供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるも
のに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる
費用
- 4 前項第 2 号に掲げる費用については、指定介護予防サービス等の事業の人
員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効
果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「基準
省令」という。）第118条の 2 第 4 項の厚生労働大臣が定めるところによる
ものとする。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第 3 項の費用の額に係る
サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当
該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければ
ならない。

（緊急時等の対応）

第119条の 3 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防
通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生
じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要
な措置を講じなければならない。

第121条の次に次の 3 条を加える。

（勤務体制の確保等）

第121条の 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し
適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予
防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかな
なければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第121条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第121条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、その立地条件を踏まえた非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第123条第2項第2号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第124条中「第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第69条、第101条及び第103条から第105条まで」を「第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで及び第69条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項及び第31条中「第27条」」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」」に、「第14

条中」を「第51条の7中」に改め、「、第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と」を削る。

第126条第1号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同条第12号中「第10号」を「第11号」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第87条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第127条第1号中「アセスメント」の次に「（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。）」を加える。

第133条第1項第2号ア及びイ中「第105条」を「第121条の4」に改める。

第134条第2項中「第9条第2項から第6項まで」を「第51条の2第2項から第6項まで」に改める。

第140条に次の1項を加える。

- 2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短

期入所生活介護を行うことができるものとする。

第140条の次に次の 1 条を加える。

(衛生管理等)

第140条の 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第142条第 2 項第 2 号中「第20条第 2 項」を「第51条の13第 2 項」に改め、同項第 4 号中「第24条」を「第52条の 3」に改め、同項第 5 号中「第35条第 2 項」を「第55条の 8 第 2 項」に改め、同項第 6 号中「第37条第 2 項」を「第55条の10第 2 項」に改める。

第143条中「第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第54条、第103条、第105条及び第106条」を「第51条の 3 から第51条の 7 まで、第51条の 9、第51条の10、第51条の13、第52条の 2、第52条の 3、第54条、第55条の 4 から第55条の11まで、第121条の 2 及び第121条の 4」に、「第31条中「第27条」」を「第55条の 4 中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第103条第 3 項中「介護予防通所介護従業者」」を「第121条の 2 第 3 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」」に改める。

第154条第 1 項第 2 号ア及びイ中「第105条」を「第121条の 4」に改める。

第160条中「第138条」の次に「、第140条の 2」を加え、「第103条」を「第121条の 2」に改める。

第166条の見出しを「(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)」に改め、同条中「、指定介護予防通所介護事業所」を削り、「をいう。）」の次に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第 1 項に規定する指定介護予防小規模

多機能型居宅介護事業所をいう。)」を加え、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第167条第 4 項中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第170条第 1 項及び第171条（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第172条中「第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第34条まで、第35条」を「第51条の 3 から第51条の 7 まで、第51条の 10、第51条の13、第52条の 2、第52条の 3、第54条、第55条の 4 から第55条の 7 まで、第55条の 8」に、「第36条から第38条まで、第54条、第103条、第105条、第106条」を「第55条の 9 から第55条の11まで、第121条の 2、第121条の 4」に、「第20条中」を「第51条の13第 1 項中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第22条中」を「第52条の 2 中」に、「第31条中「第27条」」を「第55条の 4 中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第103条第 3 項中「介護予防通所介護従業者」」を「第121条の 2 第 3 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」」に改め、「「前項」と」の次に「、第140条第 2 項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第175条第 1 項第 4 号ア中「平方メートル」の次に「以上」を加える。

第181条第 2 項第 2 号中「第20条第 2 項」を「第51条の13第 2 項」に改め、同項第 4 号中「第24条」を「第52条の 3」に改め、同項第 5 号中「第35条第 2 項」を「第55条の 8 第 2 項」に改め、同項第 6 号中「第37条第 2 項」を「第55条の10第 2 項」に改める。

第182条中「第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第54条、第103条、第105条」を「第51条の 3 から第51条の 7 まで、第51条の 9、第51条の10、第51条の13、第52条の 2、第52条の 3、第54条、第55条の 4、第55条の 5、第55条の 7 から第55条の11まで、第121条の 2、第121条の 4」に、「第31条中「第27条」」を

「第55条の4中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」」を「第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」」に改める。

第197条中「第103条」を「第121条の2」に改める。

第203条第3項を削る。

第204条第1項第2号アを次のように改める。

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

第204条第2項第2号アを次のように改める。

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。

第207条第4項中「第9条第2項から第6項まで」を「第51条の2第2項から第6項まで」に改める。

第209条を次のように改める。

第209条 削除

第217条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改め、同号を同項第7号とする。

第218条を次のように改める。

(準用)

第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第121条の4及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条及び第55条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同条中「第55条」とあるのは「第213条」と読み替え

るものとする。

第226条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第231条第4項中「第9条第2項から第6項まで」を「第51条の2第2項から第6項まで」に改める。

第233条第2項中「受託介護予防サービス事業者は」の次に「、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「をいう。）」の次に「又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）」を加え、同条第3項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）」に改め、「、指定介護予防通所介護」を削り、「指定介護予防認知症対応型通所介護」の次に「並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第1号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）に係るサービス」を加え、同条第4項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス
- (2) 指定通所介護又は指定第1号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス
- (3) 指定介護予防訪問看護

第234条第2項第4号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第235条中「第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第

53条、第54条、第105条、第106条」を「第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第121条の4、第140条の2」に改め、「この場合において」の次に「、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を加え、「第31条中「第27条」」を「第55条の4中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第33条中「指定介護予防訪問介護事業所」」を「第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」」に改め、「、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を削る。

第244条の見出し中「確保」の次に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第248条第2項第1号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第249条中「第9条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第38条まで、第54条並びに第103条第1項及び第2項」を「第51条の2から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の11まで並びに第121条の2第1項及び第2項」に、「第9条中「第27条」」を「第51条の2第1項中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条」を「第51条の4」に、「第15条第2項」を「第51条の8第2項」に、「第19条」を「第51条の12」に、「第20条中」を「第51条の13第1項中」に、「第22条中」を「第52条の2中」に、「第103条第2項中」を「第121条の2第2項ただし書中」に改める。

第252条の見出しを「（介護予防福祉用具貸与計画の作成）」に改める。

第254条中「第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第34条まで、第35条」を「第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の7まで、第55条の8」に、「第36条から第38条まで、第54条」を「第55条の9から第55条の11まで」に、「第103条第1項及び第2項」を「第121条の2第1項及び第2項」に、「第9条中「第27条」」を「第51条の2第1項中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条」を「第51条の4」に、「第15条第2項」を「第51条の8第2項」に、「第19条」を「第51条の12」に、「第20条中」を「第51条の13第1項中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第22条中」を「第52条の2中」に、「第103条第2項」を「第121条の2第2項ただし書」に改める。

第262条第2項第2号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第3号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第4号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第263条中「第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第24条、第30条、第32条から第38条まで、第54条、第103条第1項及び第2項」を「第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第121条の2第1項及び第2項」に、「第9条中「第27条」」を「第51条の2第1項中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条」を「第51条の4」に、「第15条第2項」を「第51条の8第2項」に、「第19条中」を「第51条の12中」に、「第103条第2項中」を「第121条の2第2項ただし書中」に改め、「「サービス利用」と」の次に「、」を加える。

附則第3項中「第3条」を「附則第3条」に改める。

附則第13項中「認定省令」を「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）」に改める。

（島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条

例の一部改正)

第 3 条 島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第15条中第25号を第26号とし、第16号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同条第15号中「第11号」を「第12号」に、「第12号」を「第13号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第15条に次の1号を加える。

(27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第31条第2項第1号中「第15条第12号」を「第15条第13号」に改め、同項第2号エ中「第15条第13号」を「第15条第14号」に改める。

（島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 4 条 島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

（島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改

正)

第 5 条 島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項第 1 号中「第 8 条の 2 第 18 項」を「第 8 条の 2 第 16 項」に改める。

（島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 6 条 島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 45 条第 12 項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第 97 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第 14 項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の 1 項を加える。

15 第 1 項第 2 号の医師及び同項第 7 号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 7 条 島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 項及び第 7 項中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

（島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 8 条 島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定

める条例（平成24年島根県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「生活機能訓練室」を「生活機能回復訓練室」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（介護予防訪問介護に関する経過措置）

第 2 条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第123号）（以下「旧法」という。）第53条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法（以下「法」という。）第54条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

- (1) 第 1 条の規定による改正前の島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定居宅サービス等条例」という。）第 6 条第 2 項及び第 5 項、第 8 条第 2 項、第43条第 3 項並びに第45条第 2 項の規定
- (2) 第 2 条の規定による改正前の島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「旧介護予防サービス等条例」という。）第 5 条から第47条までの規定

第 3 条 前条第 2 号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等条例第 6 条第 2 項及び第 5 項並びに第 8 条第 2 項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が法第115条の45第 1 項第 1 号イに規定する

第 1 号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 6 条第 2 項	指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第 37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）	法第115条の45第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業（指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第 4 条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第 1 号訪問事業
	指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護	指定介護予防訪問介護又は当該第 1 号訪問事業
第 6 条第 5 項	指定訪問介護事業者	第 2 項に規定する第 1 号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第 1 号訪問事業
	島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第	市町村の定める当該第 1 号訪問事業の

	64号。以下「指定居宅サービス等条例」という。) 第 6 条第 1 項から第 4 項までに規定する	
第 8 条第 2 項	指定訪問介護事業者	第 6 条第 2 項に規定する第 1 号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第 1 号訪問事業
	指定居宅サービス等条例第 8 条第 1 項に規定する	市町村の定める当該第 1 号訪問事業の

- 2 前条第 2 号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等条例第 43 条第 3 項及び第 45 条第 2 項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 43 条第 3 項	基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準第 40 条第 1 項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	指定居宅サービス等条例第 43 条第 1 項及び第 2 項に規	市町村の定める当該第 1 号訪問事業の

	定する	
第45条第 2 項	基準該当訪問介護の事業	第43条第 3 項に規定する第 1 号訪問事業
	指定居宅サービス等条例第 45条第 1 項に規定する	市町村の定める当該第 1 号訪問事業の

(介護予防通所介護に関する経過措置)

第 4 条 旧法第53条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第54条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

- (1) 旧指定居宅サービス等条例第100条第 1 項第 3 号及び第 8 項、第102条第 4 項、第132条第 1 項第 3 号及び第 7 項並びに第134条第 4 項の規定
- (2) 旧介護予防サービス等条例第97条から第116条まで、第166条、第167条第 4 項、第170条第 1 項及び第171条の規定並びに第108条前段に規定する規定（同条又は第116条において準用する場合に限り、第54条を除く。）
- (3) 第 6 条による改正前の島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第45条第12項の規定

第 5 条 前条第 2 号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等条例第98条第 1 項第 3 号及び第 8 項並びに第100条第 4 項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が法第115条の45第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第 1 項第 3 号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）	法第115条の45第 1 項第 1 号口に規定する第 1 号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第 1 号通所事業
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護	指定介護予防通所介護又は当該第 1 号通所事業
第98条第 8 項	指定通所介護事業者	第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第 1 号通所事業
	指定居宅サービス等条例第 100条第 1 項から第 7 項までに規定する	市町村の定める当該第 1 号通所事業の
第100条第 4 項	指定通所介護事業者	第98条第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第 1 号通所事業
	指定居宅サービス等条例第 102条第 1 項から第 3 項までに規定する	市町村の定める当該第 1 号通所事業の

2 前条第 2 号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サー

ビス等条例第113条第1項第3号及び第7項並びに第115条第4項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第113条第1項 第3号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第113条第7項	基準該当通所介護の事業	第1項第3号に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等条例第132条第1項から第6項までに規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の
第115条第4項	基準該当通所介護の事業	第113条第1項第3号に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等条例第134条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の

（受託介護予防サービス事業者に関する経過措置）

第6条 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る

第 2 条の規定による改正後の島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等条例」という。）第 233 条第 2 項の適用については、同項中「指定事業者（）」とあるのは、「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 13 条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。）」とする。

- 2 新介護予防サービス等条例第 233 条第 2 項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合、同条第 3 項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）」と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）」と、同条第 4 項第 1 号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第 2 号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第 2 条第 2 号及び第 4 条第 2 号の規定によりなおその効力を有するものとされた島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 15 号

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第 2 条第 2 号及び第 4 条第 2 号の規定によりなおその効力を有するものとされた島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年島根県条例第14号）附則第 2 条第 2 号及び第 4 条第 2 号の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第 2 条の規定による改正前の島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「以上」の次に「（常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、利用者の数が50又はその端数を増すごとに 1 人以上）」を加える。

第100条に次の 1 項を加える。

5 第 3 項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第 1 項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第106条の次に次の 1 条を加える。

（事故発生時の対応）

第106条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、第100条第5項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第108条中「第31条から第38条まで」を「第31条から第36条まで、第38条」に改める。

第116条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第38条」に改め、「、第31条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 16 号

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第97条の見出しを「（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）」に改め、同条各号列記以外の部分中「以下同じ。）が」を「第111条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第111条第1号において同じ。）が」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の次に「第111条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第111条第1号において同じ。）を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項）の次に「又は第171条第1項」を加え、「以下同じ。）を基準該当生活介護事業所」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第63条第1項」の次に「又は第171条第1項」を加え、「25人」を「29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、18人）」に

改め、同条第 2 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第97条第 3 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第67条第 2 項第 1 号」の次に「又は第175条第 2 項第 1 号」を加え、同条第 4 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第63条」の次に「又は第171条」を加える。

第111条の見出しを「（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）」に改め、同条第 1 号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を加え、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を、「第63条第 5 項」の次に「又は第171条第 6 項」を加え、同条第 2 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「9人」の次に「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加え、同条第 3 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第67条第 2 項第 2 号ハ」の次に「又は第175条第 2 項第 2 号ハ」を加える。

附則第 5 条第 1 項及び第 2 項中「平成27年 3 月31日」を「平成30年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 16 号

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第52条第 2 項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め、「応じ、」の次に「助言その他の」を加える。

第55条の 8 の見出しを「（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）」に改め、同条各号列記以外の部分中「以下同じ。）が」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第171条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。）」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準省令第63条第 1 項）の次に「又は第171条第 1 項」を加え、「以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第 1 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機

能型居宅介護事業所等」に改め、「第63条第1項」の次に「又は第171条第1項」を加え、「25人」を「29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。）にあつては、18人）」に改め、同条第2号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第55条の8第3号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第67条第2項第1号」の次に「又は第175条第2項第1号」を加え、同条第4号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第63条」の次に「又は第171条」を加える。

第67条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護師 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1 以上

第70条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

第72条中「第37条まで、第39条から」、「及び第64条」及び「、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第72条において準用する第64条」と」を削り、「第64条第6号」を「第38条第6号」に改め、「、第64条第6号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。））」とあるのは「実施地域」と」を削る。

第72条の3の次に次の1条を加える。

（利用定員）

第72条の3の2 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

第72条の4中「第37条まで、第39条から」、「、第64条」及び「、第70条」を削る。

第81条第1項中「から第3項まで」を「、第2項及び第4項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同条第2項中「第67条第4項」を「第67条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 18 号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成11年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 項を加える。

2 前項の基準のうち衛生的措置に係る自動販売機による営業以外の営業に関する共通基準にあっては、危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いずに衛生管理を行う場合は別表第 1 の第 1 の 1 により、危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合は同表の第 1 の 2 によることとする。

3 第 1 項の基準のうち記録の作成及び保存に係る基準にあっては、危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合は別表第 1 の第 5 の 1 及び 3 により、危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合は同表の第 5 の 1 から 3 までによることとする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（衛生管理の方法の届出）

第 2 条の 2 法第 50 条第 3 項に規定する営業者（自動販売機による営業以外の営業を営む者に限る。）は、危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行うときは、知事にその旨を届け出るものとする。

2 前項の規定による届出を行った者は、危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行おうとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

別表第 1 の第 1 の 1 中「に係る」を「において危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の」に改め、同表の第 1 の 1 の(5)に次のように加える。

ケ おう吐物等により汚染された可能性のある食品は、廃棄すること。

コ 施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

別表第 1 の第 1 中 3 を 4 とし、2 を 3 とし、1 の次に次のように加える。

2 自動販売機による営業以外の営業において危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の共通基準

(1) 営業の施設の管理

営業の施設の管理は、1 の(1)によること。

(2) 食品取扱設備の管理

食品取扱設備の管理は、1 の(2)によること。

(3) 給水

給水は、1 の(3)によること。

(4) 廃棄物等の処理

廃棄物等の処理は、1 の(4)によること。

(5) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う班の編成

危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合は、食品衛生管理者、食品衛生責任者（第 3 の 1 の食品衛生責任者をいう。）その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

(6) 製品説明書及び製造工程一覧図の作成

ア 製品について、原材料等の組成、物理的・化学的性質（水分活性、pH 等）、殺菌・静菌処理（加熱処理、凍結、加塩、燻煙^{くん}等）、包装、保存性、保管条件、流通方法等の安全性に関する必要な事項を記載した製品説明書を作成すること。また、製品説明書には、想定する使用方法、消費者層等を記述すること。

イ 製品の全ての製造工程が記載された一覧図（以下「製造工程一覧図」という。）を作成すること。

ウ 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照ら

し合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、製造工程一覧図の修正を行うこと。

(7) 食品等の取扱い

次に掲げる方法により食品の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

ア 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト（以下「危害要因リスト」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。

イ アで特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストに記載すること。

ウ 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めることを原則とし、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。また、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮すること。

なお、重要管理点の設定に当たっては、定めようとする重要管理点における管理措置が危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置が設定できるよう、製品又は製造工程を見直すこと。

エ 個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。管理基準は、危害の原因となる物質に係る許容の可否を

判断する基準であり、温度、時間、水分含量、pH、水分活性、有効塩素その他の測定できる指標又は外観、食感その他の官能的指標であること。

オ 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷の防止をするためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施すること。モニタリングの方法に関する全ての記録は、モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。

カ モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（以下「改善措置」という。）を、重要管理点において設定し、適切に実施すること。また、改善措置には、管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含むこと。

キ 製品の危害分析・重要管理点方式につき、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

(8) 従事者の衛生管理

従事者の衛生管理は、1の(6)によること。

別表第1の第5の2中「1」を「1又は2」に改め、同表の第5中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 自動販売機による営業以外の営業において危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合は、危害要因リスト、管理措置、重要管理点、管理基準、モニタリング、改善措置及び第1の2の(7)のキの規定による検証について記録を作成し、保存すること。

別表第1の第7を次のように改める。

第7 情報の報告

1 医師の診断により、製品に起因するとされ、又はその疑いがあるとされた消費者の健康被害及び法の規定に違反していることが判明した製品に関する情報について、速やかに知事に報告すること。

- 2 消費者等から、製造、加工又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、速やかに知事に報告すること。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

島根県立産業交流会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 19 号

島根県立産業交流会館条例の一部を改正する条例

島根県立産業交流会館条例（平成16年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の(1)の表中

404	3,650円	4,860円	6,820円	1,210円	を
404	3,650円	4,860円	6,820円	1,210円	に
事務室のうち利用されていない区画を利用する場合（1平方メートルにつき）	96円	129円	190円	32円	

改め、同表備考中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- 3 事務室のうち利用されていない区画を利用する場合とは、会議室等が利用できない場合において、事務室のうち利用されていない区画を会議室等の機能を代替する施設として利用するときをいう。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

島根県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 20 号

島根県特別会計条例の一部を改正する条例

島根県特別会計条例（昭和39年島根県条例第31号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 号を加える。

- (12) 島根県中小企業近代化資金特別会計 中小企業設備近代化資金、小規模企業者等設備導入資金、中小企業高度化資金及び県単中小企業設備貸与資金の貸付け等に関する事業

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 3 月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の島根県中小企業近代化資金特別会計は、同日以後においては、この条例による改正後の島根県特別会計条例第12号の規定により設置される島根県中小企業近代化資金特別会計とする。

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 21 号

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項後段を削り、同条第 3 項を削り、同条第 2 項中「第18条第 2 項の規定に基づく通知に係る計画が適合性判定建築物を含む場合における当該通知をしようとする者（市の建築主事に対して当該通知をしようとする者を除く。）」を「第18条第 4 項の規定に基づき知事の構造計算適合性判定を求めようとする者」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 法第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づき知事の構造計算適合性判定を受けようとする者は、1 の知事の構造計算適合性判定を要する建築物（以下「適合性判定建築物」という。）につき別表第 5 の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

第11条に次の 1 項を加える。

4 前 2 項の規定にかかわらず、法第18条の 2 第 1 項の規定により知事の構造計算適合性判定を指定構造計算適合性判定機関に行わせる場合にあつては、当該構造計算適合性判定に係る手数料の納付を要しない。

第13条第 1 項中「（別表第 5 の右欄に掲げる額を除く。）」を削る。

別表第 4 の 7 の項左欄中「第 7 条の 6 第 1 項第 1 号」の次に「又は第 2 号」を加え、「仮使用承認」を「仮使用認定」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 22 号

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

御部発電所	460
浜田川発電所	2,000

を

「

御部発電所	460
-------	-----

に改める。」

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 23 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 23 年島根県条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条第 1 項中「副知事」を「副知事、教育長」に改める。

第 1 号表副知事の項の次に次のように加える。

教 育 長	775,000円
-------	----------

第 2 号表中 「常 勤 の 監 査 委 員」 を 「教 育 長 常 勤 の 監 査 委 員」 に改める。

(非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第 2 条 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和 27 年島根県条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項中「（教育長に任命された委員を除く。）」を削り、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

「教育委員会の委員

第 2 条の表中	委員長である委員	月額	222,000円	を
	その他の委員	月額	183,000円」	

「教育委員会の委員 月額 183,000円」に改める。

(島根県職員定数条例の一部改正)

第 3 条 島根県職員定数条例（昭和 28 年島根県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育長並びに」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 4 条 職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項第 1 号中「病院事業管理者」の次に「、教育長」を加え、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 削除

第11条第 3 項中「、教育長（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成12年島根県条例第62号）第 6 条第 6 項第 2 号の規定の適用を受ける者に限る。）」を削る。

(特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部改正)

第 5 条 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例（昭和30年島根県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 教育長

第 2 条中「現在。」を「現在」に改める。

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第 6 条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 項第 6 号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（以下この条において「改正前の地教行法」という。）」に、「同法」を「改正前の地教行法」に改め、同条第 4 項第 2 号ア中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「同法」を「改正前の地教行法」に改める。

(特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 7 条 特別職の職員の退職手当に関する条例（平成元年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「副知事」の次に「、教育長」を加える。

第 3 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 教育長 100分の22

(島根県教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正)

第 8 条 島根県教育委員会の委員の定数を定める条例（平成12年島根県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

本則中「6 人」を「5 人」に改める。

(知事等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第 9 条 知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「副知事」の次に「、教育長」を加え、同条中「副知事及び」を「副知事、教育長及び」に改め、「100分の15を、」の次に「教育長及び」を加える。

第 4 条を削る。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)

第10条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成12年島根県条例第62号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、次の表の左欄に掲げる規定による改正後の同表の右欄に掲げる規定は適用せず、同表の左欄に掲げる規定による改正前の同表の右欄に掲げる規定は、なおその効力を有する。

第 1 条	特別職の職員の給与等に関する条例第 1 条、第 2 条第 1 項、第 1 号表及び第 2 号表
第 2 条	非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例第 1 条の 2 及び第 2 条
第 3 条	島根県職員定数条例第 1 条
第 4 条	職員の退職手当に関する条例第 1 条の 2 第 1 項及び第 11 条第 3 項
第 5 条	特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例第 1 条
第 7 条	特別職の職員の退職手当に関する条例第 1 条及び第 3 条
第 8 条	島根県教育委員会の委員の定数を定める条例
第 9 条	知事等の給与の特例に関する条例第 2 条

- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 9 条の規定による改正前の知事等の給与の特例に関する条例第 4 条の規定及び第 10 条の規定による廃止前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例は、なおその効力を有する。

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 24 号

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第 5 項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、人事委員会が定める場合

(休日等)

第 3 条 前条の場合のほか、教育長の休日、休暇その他の職務に専念する義務を免除される日又は期間については、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例の規定は、適用しない。

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 25 号

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関
する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例
(昭和47年島根県条例第10号) の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項中「7 月 1 日」を「6 月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 26 号

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第 1 条 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,625人」を「1,611人」に、「191人」を「189人」に、「994人」を「968人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「5,056人」を「5,062人」に、「363人」を「351人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 27 号

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表島根県立大社高等学校の項分校の位置の欄中「出雲市」を削る。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 28 号

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

島根県地方警察職員定員条例（昭和32年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「72人」を「73人」に、「837人」を「840人」に、「438人」を「440人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 29 号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第10条第 2 項第 2 号イ中「1,100円」を「1,600円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

島根県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 30 号

島根県暴力団排除条例の一部を改正する条例

島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第7号中「少年院法（昭和23年法律第169号）第16条」を「少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条」に改める。

附 則

この条例は、少年鑑別所法（平成26年法律第59号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 31 号

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「11」を「同表の49の項の10」に改める。

別表第 1 の38の項の 1 中「4,600円」を「4,400円」に、「7,700円」を「7,400円」に改め、同項の 2 中「1,800円」を「1,750円」に、「1,900円」を「1,850円」に、「3,050円」を「3,100円」に改め、同項の 3 中「3,050円」を「2,950円」に、「4,600円」を「4,500円」に改め、同項の 4 中「1,900円」を「1,850円」に改め、同項の 5 中「4,600円」を「4,550円」に改め、同項の 6 中「3,000円」を「2,850円」に、「4,550円」を「4,400円」に改め、同表の38の 2 の項の 1 中「3,850円」を「3,650円」に、「6,950円」を「6,650円」に改め、同項の 2 中「4,050円」を「3,850円」に、「4,900円」を「4,750円」に改め、同表の39の項中「1,550円」を「1,450円」に、「3,100円」を「3,000円」に改め、同表の41の項の 1 中「3,600円」を「3,500円」に改め、同表の42の項中「1,200円」を「1,100円」に改め、同表の43の項の 1 中「23,500円」を「23,450円」に改め、同項の 4 中「21,850円」を「21,700円」に改め、同表の44の項中「1,200円」を「1,100円」に改め、同表の45の項の 1 中「15,000円」を「14,950円」に改め、同項の 3 中「9,450円」を「9,400円」に改め、同項の 4 中「12,850円」を「12,750円」に改め、同表の46の項の 1 中「2,800円」を「2,850円」に改め、同項の 2 中「1,700円」を「1,750円」に、「3,250円」を「3,300円」に改め、同項の 3 中「1,000円」を「1,050円」に改め、同表の49の項の 1 中「700円」を「750円」に改め、同項の 2 中「2,450円」を「2,350円」に改め、同項の 3 中「2,200円」を「2,100円」に改め、同項の 4 中「4,700円」を「4,650円」に改め、同項の 5 中「4,150円」を「4,100円」に、「4,050円」を「4,000円」に改め、同項の 7 中「3,150円」を「3,100円」に改め、同項の 8 中「1,250円」を「1,300円」に改め、同項の10中「2,100円」を「2,050

円」に、「2,750円」を「2,700円」に、「2,600円」を「2,550円」に、「2,450円」を「2,400円」に改め、同項の11中「600円」を「500円」に、「950円」を「800円」に、「1,500円」を「1,350円」に改め、同項の12中「5,800円」を「5,600円」に、「5,350円」を「5,200円」に、「2,350円」を「2,250円」に改め、同項の13中「13,350円」を「13,200円」に、「9,200円」を「9,050円」に改め、同項に次のように加える。

14 法第108条の2第1 項第14号に掲げる講習	講習1時間につき 1,900円
------------------------------	--------------------

別表第1の50の項中「850円」を「900円」に改める。

別表第2の1の項中「4,150円」を「4,000円」に、「3,750円」を「3,600円」に、「4,450円」を「4,250円」に改め、同表の2の項中「7,000円」を「6,700円」に、「6,400円」を「6,100円」に、「2,200円」を「2,100円」に、「7,800円」を

「7,400円」に改め、同表の3の項中

2,100円
1,850円
2,100円

を

2,450円
1,950円
1,950円

に改め、同表の4の項中

--

2,100円
1,850円
2,100円

を

2,450円
1,950円
1,950円

に改め、同表の

5 の項中

2,250円
2,000円
2,250円

を

2,000円
1,950円
2,500円

に改

め、同表の 6 の項中「1,850円」を「1,750円」に、「1,950円」を「2,100円」に、「2,450円」を「2,550円」に、「3,150円」を「3,700円」に改め、同表の 7 の項中「2,700円」を「2,550円」に改め、同表の備考 1 中「2,950円」を「2,800円」に、「900円」を「850円」に、「3,050円」を「3,100円」に改め、同表の備考 2 中「350円を、」を「550円を、」に、「200円」を「350円」に改める。

別表第 3 の 1 の項中「4,150円」を「4,000円」に、「3,750円」を「3,600円」に、「4,450円」を「4,250円」に改め、同表の 2 の項中「1,450円」を「1,350円」に、「1,400円」を「1,250円」に、「1,500円」を「1,300円」に、「1,900円」を「2,050円」に改め、同表の 3 の項中「1,350円」を「1,250円」に、「1,300円」を「1,200円」に、「1,150円」を「1,100円」に改め、同表の 4 の項中「1,450円」

を「1,550円」に、「1,200円」を「1,350円」に、「1,250円」を「1,300円」に改め、同表の 5 の項中「1,450円」を「1,550円」に、「1,200円」を「1,350円」に、「1,250円」を「1,300円」に改め、同表の 6 の項中

1,350円	を	1,400円	に改め、同表の
1,150円		1,300円	
1,150円		1,200円	

7 の項中「2,700円」を「2,550円」に改め、同表の備考 1 中「3,000円」を「2,850円」に、「950円」を「900円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,050円」を「3,150円」に改め、同表の備考 2 中「100円を、普通自動車免許」を「250円を、普通自動車免許」に、「50円」を「100円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 3 号の改正規定は公布の日から、別表第 1 の 49 の項に次のように加える改正規定は平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 32 号

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

島根県議会委員会条例（昭和34年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第18条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の島根県議会委員会条例第18条の規定は適用せず、この条例による改正前の島根県議会委員会条例第18条の規定は、なおその効力を有する。